

令和 3 年 4 月 定例教育委員会

日 時 令和 3 年 4 月 22 日（水） 9 時 30 分～

場 所 11 階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 内海委員 萩原委員 古賀委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 谷口図書館長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校教育課長 有富学校保健課長 久野総合教育センター長 近藤青少年教育センター長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和 3 年 2 月分 議事録確認

(3) 議 題 なし

(4) 協議事項 なし

(5) 報告事項

- ① 令和 3 年 3 月定例会代表質問・個人質問答弁について
- ② 「Sasebo グローバルキッズ・FUN ROOM」開催終了報告について
- ②-1 令和 3 年成人式典について
- ③ 佐世保市指定文化財の新規指定について
- ④ 佐世保市体育・スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正について
- ⑤ 体育施設優先使用に関する要綱の一部改正について
- ⑥ コミュニティセンターホール優先利用に関する要綱の一部改正について
- ⑦ 佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰運用内規の一部改正について
- ⑧ 東京 2020 オリンピックに係るアメリカ空手の事前キャンプについて
- ⑨ 令和 3・4 年度佐世保市スポーツ推進委員委嘱式について
- ⑩ 佐世保市総合グラウンド陸上競技場の利用制限の解除について
- ⑪ 中央公園のリニューアル工事に伴う図書館駐車場の利用制限について

- ⑫「第5回図書館まつり」の開催について
- ⑬令和4年度使用 中学校教科用図書（中学校社会歴史分野）採択について
- ⑭学校訪問予定の一部修正について
- ⑮学校給食における学校生活管理指導表文書料補助金交付要綱の一部改正について
- ⑯学校情報セキュリティポリシーについて
- ⑰令和3年度 あすなろ教室（学校適応指導教室）開級式の開催について

(6) その他

- ①次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 3月24日 定例教育委員会
- 3月27日 プラネタリウム・リニューアルオープン記念式典
- 3月30日 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会 令和2年度会計報告
- 3月31日 退職職員辞令交付式
- 4月1日 採用職員辞令交付式
- 4月2日 管工事組合感謝状贈呈
- 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会 オアシスホルダー贈呈式
- 4月6日 学校保健会 小中学校養護教諭部会総会
- 4月7日 前期教育委員会
- 4月8日 スポーツ推進委員委嘱式
- 4月12日 定例校長研修会
- 4月19日 小学校副校長・教頭定例研修会
- 4月21日 学校保健会 小中学校保健主事部会総会

【西本教育長】

それでは4月の定例教育委員会を始めたいと思います。

私どもとしては、御案内のとおりコロナが非常に多い上、蔓延が拡大をいたしております。佐世保市も例外ではありません。そういった意味で学校関係者、それから拡大に伴ってもろもろの行事について影響が出てきております。後ほどその点についても御報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それではまず内容の（2）です。

2月分の議事録の確認についてはお手元にもうお配りしたと思いますが、内容についてよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

今回は、議題、協議事項はございませんで、報告事項のみでございます。

それでは、早速、報告事項に入っていきたいと思います。

令和3年の3月定例会の代表質問、個人質問についてでございますが、それにつきましては、資料の1ページから17ページということで、既に御報告をさせていただいて

いるかと思っております。

内容について御覧になってお気づきの点がございましたでしょうか。

今回たくさんの方々ではなかったんですけども、新しい試みのあすなろ教室、サテライトあすなろとか、そういった新しい令和3年度から始める諸事業については説明をさせていただいたところです。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは次です。「SASEBOグローバルキッズ・FUN ROOM」開催終了の報告について、御報告をお願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は事前配付資料の18ページをお開きください。右上報告②になります。

本年度から、プロジェクトの一環としまして、SASEBOグローバルキッズ・チャレンジ事業を開催するに当たりまして、昨年度3月20日、それから27日の2回にわたりまして、プレ事業として、グローバルキッズ・FUN ROOMを開催いたしました。その結果、アンケートの結果も集まっていますので、その状況を御報告したいと思っております。

当日は、資料18ページの真ん中ほどに内容というふうに書いてありますが、Play Time、まず、すごろくやカードゲームをして、自己紹介しながらウオーミングアップをする。そして、Culture Timeとして、異文化を学ぶということで、異国の文化や生活習慣を学ぶ時間を設けました。それからSing Timeということで、世界の子供たちが歌っている歌を聴いたり一緒に歌ったりしました。そしてMission Timeということで、1回目は佐世保に20年ぐらい住んでらっしゃるゴードンさんという外国の方のビデオメッセージを見まして、自己紹介の準備をしました。1週間後に皆さんオンラインでゴードンさんとおしゃべりできますよということで課題を出しまして、1週間皆さんそれぞれ子供さんが練習をして2回目に集まって、実際に画面を通してオンラインでゴードンさんと会話をするというような時間を設けました。

そうすることで2日間、授業を行いまして、その様子を次の19ページに写真を載せております。横にしていいただければと思いますが、左のほうからいろいろ先生方と一緒に自己紹介の練習をしたり、真ん中の一番上は外国の絵本を読み聞かせをしております。右上のほうでオンラインでゴードンさんと実際に子供たちがしゃべっている様子になります。それから一番真ん中は、英語でのラジオ体操をしたりとか、一番右下は、日本地図だと日本が真ん中にあるんですが、世界の地図ということで、日本が真ん中になくないような地図

を見ながら世界のお話を山崎先生からしていただいている様子になっております。

次、20ページからは、参加された児童、それから保護者の皆さんからのアンケートの結果を載せております。どのような活動が楽しかったですかというところ、20ページの下の方の問3に書いております。これは子供たちからの回答になります。英語で外国の人と会話をしたことが楽しかったです、みんなで英語で話したことがやっぱり楽しかったという感想が出ております。

21ページをお開きください。21ページの問7のところは、感想を書いていたいておりますけれども、英語で言えることが増えてよかったとか、ほかの学校の子と仲よくなれたということ、それから先生方のネイティブのような発音をまねると前より発音がよくなった気がして楽しかったという、いずれもいろんな体験ができて楽しかったという意見が子供さんたちからも上がっています。

次、22ページからは、保護者の方からのアンケートの結果になっておりますが、今回の事業に参加された理由をお尋ねしたところ、まず子供さんが参加を希望した方というところは11名のうち約半分、それから約半分の保護者の方が英語に興味・関心があったからという形です。あとは講師陣が充実していると感じたからということで、山崎先生はライフさせぼのほうでも連載を持ってらっしゃいますので、ライフの山崎先生に習わせたかったとか、そういう形の御意見の方もいらっしゃいました。

そして、23ページの問8の全体的な御意見ですが、兄弟がいるので対象学年が広がるとうれしい、定期的に継続してほしいという御意見、それから三つ目で、コロナの終息後には直接外国人と交流させたい。そして、恥ずかしがらずに挑戦する機会を持てて大変よかったということと、オンラインで外国人の方と英会話を行うことで「通じた」という思い、そういう貴重な体験ができたということが書いてあります。あとは、日頃から週1回のプライベートレッスンを受けているけれども、英検対策の内容で、楽しみながら英語に親しむまではなかったのが、今回よい体験をさせてもらいましたという御意見、そして一番最後に、英語が話せたほうが世界が広がるきっかけになると思うという御意見をいただいておりますので、やはり今回このような体験をして、社会教育として英語に関わる機会を持てたということは非常によかったのかなというふうに思っております。

今年度は5月に各小学校を通じてチラシを配付しまして募集をいたします。そして、7月の下旬頃から今回10回程度の講義をしまして、半年間ぐらいかけて、グローバルキッズ・チャレンジ事業をしていこうと思っておりますので、また詳細決まりましたら御案内させていただこうと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまのグローバルキッズ・FUN ROOMの開催について、委員の皆様から御質疑等ございませんでしょうか。

【内海委員】

参加者 11 名ということですが、市内の大まかにどこの辺の小学校でしょうか。

【杉本社会教育課長】

中心部の祇園小学校から、遠くは広田小学校まで、結構散らばっております。

【内海委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

私自身もっと早くやればよかったという感じです。というのが、この子たちがずっと持続的に、例えば半年、1 年やって、変わる姿を見るというのが成果として一番捉えやすいので、一回こっきりのイベント型だと、次同じことがどうなるのかがちょっと比較検討が難しく、エビデンスが集まりにくいのかなと思います。また新年度になってから続けていってください。

次です。②の 1 で、令和 3 年成人式典についてということでございます。

社会教育課のほうからお願いいたします。当日配付資料ということになっております。カラーのほうかな。1 枚物で。

【杉本社会教育課長】

右上に報告②の 1 ということで、カラー刷りの資料でございます。

成人式典につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を受けまして、1 月 10 日の開催を 5 月 5 日に延期するということで準備進めてまいりましたが、今般の変異型ウイルス、また第 4 波の波が押し寄せてきているという状況を鑑みまして、今回、無観客による式典、そしてライブ配信による開催としたいというふうに思います。

当日は 12 時から予定どおり式典を開催したいですが、成人の皆様には参加いただくに、無観客で佐世保市のユーチューブチャンネルを使用してライブ配信を行いたいというふうに思っております。

今回、無観客開催とする理由、そこに書いておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、変異株の感染拡大が顕著であるということ、それから市の独自のフェーズ自体は 3 でありますが、今後フェーズ 4 になる可能性が極めて高いと判断したこと、それから、ゴールデンウィークを挟みますので、成人式典を目的に感染拡大地域からの移動

をはじめ、県域市域をまたいだ移動が多くなることが推測されますので、感染者が増加するリスクが上昇するということを懸念いたしました。以上のことから、残念ではございますが無観客の開催というふうにしたいと思っております。

前回、来賓、主催につきましても4月の状況で判断いたしますというふうにしておりましたが、大変残念ではございますが、今回来賓、主催のほうも制限をした中で開催いたしますので、成人の皆様におかれましても、今回の出席というのは見送らせていただきたきたいと思っております。申し訳ございません。

続きまして、関連したお祝い企画ということで、無観客で式典をするんですけれども、ぜひ晴れ着を着て御家族、また御友人で、数人でお祝いしていただきたいというふうに思っております。市内の数か所にフォトブースを設置できればというふうに思っております。

一つはアルカスSASEBOの敷地内に新成人用のフリーフォトブースを設置をします。2メートル四方ぐらいのパネルを置きまして、今回の成人式のテーマ、雲外蒼天というのをバックに書いたようなフォトブースを設置して、自由に写真を撮っていただければと思っております。

それから観光課と連携しまして、市内各所のいろんな観光名所等にフォトスポットということで、今、下には五番街前のSASEBOというモニュメント、それから先日オープンしました九十九島観光公園も九十九島というモニュメントを書いておりますが、この前に祝成人というような形のパネルを置きまして、成人の皆さんはそこで写真を撮って、二十歳とか成人式というハッシュタグをつけて、写真を集約しながら、式典検討会の公式インスタグラムがありますので、そこで写真を紹介するなどの企画ができればなというふうに思っております。

あともう一つは、新成人への「おめでとう動画」の放映というふうにしております。検討委員さんが企画をしているんですが、検討委員さんが選びました懐かしい音楽、例えば福山雅治さんの「桜坂」とか、GREENの「キセキ」というような、成人の皆さんが選んだ曲4曲を、東翔高校の吹奏楽部の御協力を受けまして、その音楽に乗せて、今動画とか写真を集めているんですが、それを一本の動画にしまして、式典の前後で流したいなというふうに思っております。

この動画につきましては、式典の後でもいつでも見られるようにホームページ等でもアップしたいと思っておりますが、こういう形で市民の皆様からのお祝いの気持ちを届けたいなというふうに思っております。現在、動画や写真は東京におすまいの方とかからも届いておりますので、いろんなお祝いの気持ちを一つまとめて紹介できればというふうに思っております。

以上のように、今回5月5日は無観客による式典とライブ配信での開催といたします。以上でございます。

【西本教育長】

ただいま成人式典について説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質問ご

ざいますでしょうか。

長崎市が、おとといですかね、ちょうどタイミングよく、同じ新聞にオンライン動画の募集を載せていました。ゼロにするのもかわいそうということで、フォトブースを設ければ着飾った方は記念撮影ができるだろうということで。

【萩原委員】

写真撮れますね。

【西本教育長】

それでは次です。③です。指定文化財の指定についてということで、説明を文化財課長。

【山口文化財課長】

報告③になります。佐世保市指定文化財新規指定の件としまして、私のほうから説明させていただきます。

無形文化財でございます三川内焼置上技術と、有形文化財であります岩屋口岩陰の青銅鏡、この佐世保市指定文化財候補2件につきまして、先般、佐世保市文化財審査委員会の答申がございまして、これに基づきまして、新規指定を行うことについて御報告させていただきます。

早速ですが、次のページをめくっていただきますと、三川内焼置上技術ということで1件目でございます。

こちらのほう、技術保持者として6番目に今村隆光さんということで、今村さんのほうを指定文化財技術ということで記載がございしますが、その技術の内容が(1)のほうに書いてございます。置上とは、素焼き前の生地素地に水で溶いた白磁陶土を筆で何度も塗り上げていきます。ほかに浮上という呼び方もございますが、古い尊称を使いますと置上ということで、今回の置上技術による指定となったところです。これを置き上げることで、文様の立体的な表現が可能となりまして、浮き上がったような形で見えるようになります。ちょっと白黒で分かりにくいんですが、右下のほうに置上白鶴酒杯というのがございます。鶴が下から浮き上がるというか、盛り上がったような感じになるという技術でございます。

この技術につきましては一旦途絶えておりました。この今村氏によりまして、(3)に書いておりますが、中段のところに、平成8年に復活ということで、三川内焼の伝統技法である置上技術を復興させておられまして、平成25年には現代の名工にも選ばれたという、日本遺産でも選定されております技術でございます。

もう1点が、次のページでございしますが、岩屋口岩陰の青銅鏡でございます。これは有形文化財になりますけれども、8番目の概要を御覧いただきたいと思います。

昭和41年に、世知原町の筈瀬というところに岩谷口第二岩陰というのがございまして、こちらの発掘調査を行いましたところ、この古墳時代の青銅鏡が出てきたというこ

とになっております。この青銅鏡につきましては、洞窟において祭祀を行っていたことを証明するものという価値があるということで、今回市の指定の候補ということで挙げているところでございます。

また、洞窟遺跡の中でこういった青銅鏡が出てくるとするのは、佐世保市内では唯一の出土品ということでもございます。

昭和41年に発掘をされて出てきたものが、今なぜ市の指定になるのかということでございますが、一時所在不明になっておりました。どこにあるのかが分からないという状況がありまして、それが判明したのが平成21年という状況でございます。その後、所有者の方と協議を行いまして、平成23年に返還をいただいております。かなり状況が遺物として悪い状況でございましたので、平成26年にクリーニングをかけまして、また、旧合併町の文化財全体の整合性、整理を行っている状況もありましたので、それが令和元年度に整理がついた後、令和2年度に今回審議をいただいて、答申をいただきましたので、今回指定のほうで報告をさせていただきたいというふうに思っております。

これによりまして、無形文化財、市の指定分でございますが、この三川内焼置上技術は2件目ということになります。また、この有形文化財指定によりまして、岩屋口岩陰の青銅鏡は、市では3件目ということになります。現在、市の指定文化財が100件ございますので、今回2件増えて、102件となる予定になっております。

また、本日、市長の定例記者会見で、この新規指定の案件も発表する予定にしております。

私からは以上でございます。

【西本教育長】

佐世保市の文化財の新規指定について御報告ありましたけれども、委員の皆様から何か御質問なかったでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。④です。佐世保市・体育スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正についてということでございます。御説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料のほうは事前配付の報告4です。27ページからになります。幾つか同じような理由が続きます。

まずは、佐世保市体育・スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正についてということで、改正理由のところを先に見ていただきたいと思います。

令和３年４月１日に公益財団法人佐世保市体育協会が公益財団法人スポーツ協会に名称を変更されることから、要綱中の名称を変更するものでございます。また、要綱中、公益財団法人日本体育協会という文言があるんですけど、それについて、名称が変更された時点で内規の改正をすべきでありましたが、未対応であったため、今回の改正に併せて、それぞれ現在の名称に改正を行うものでございます。

佐世保市体育協会の名称変更につきましては、２月の定例教育委員会で報告をさしあげていたものでございます。

１枚めくっていただきまして、新旧対照表をつけております。基本的には文言の体育というところが、スポーツというふうに移るものでございます。

これについての説明は以上でございます。

【西本教育長】

これ単純に名称変更だけということですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

はい。

【西本教育長】

ただいま要綱の一部改正について説明がありましたけれども、委員の皆さんから何か御質疑はありますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

とくにない、ありがとうございます。

それでは、次に５番目です。体育施設優先使用に関する要綱の一部改正についてということで御説明をお願いいたします。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料の報告５、４６ページになります。佐世保市体育施設優先使用に関する要綱の一部改正でございます。

こちらのほうも先ほど申しました理由と同じ、公益財団法人佐世保市体育協会が佐世保市スポーツ協会に名称が変更になったことに伴い、該当する文言の箇所を修正するものでございます。あとは資料をつけておりますので、御確認いただけたらと思います。

この説明は以上でございます。

【西本教育長】

これも同じ関係ですか。一緒に説明すればよかったですね。
機能の向上、事務の効率化は何かあると。

【嶋田スポーツ振興課長】

51ページ以降に様式をつけておるんですが、例えば51ページの左側のところ、決裁欄をこの用紙からは省いたりとか、使用者のところ、一般、高校生以下というところを詳細に分かるような区分をつけたりとか、後で人数等の統計をするときに、こちらのほうで先に書いていただいたほうが集計等もしやすい部分がございますので、そういった部分が機能の向上、事務の効率化というところに該当するものでございます。

【西本教育長】

そういうことでございますが、内容について御質問等ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。6番目、コミュニティセンターホール優先利用に関する要綱の一部改正についてということですが、スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

62ページ、報告6になります。これにつきましては、コミュニティセンターホール、体育文化館の横にある施設でございますが、その優先利用に関する要綱の一部改正ということでございます。

これは4月1日付で、公立公民館が廃止され、新たにコミュニティセンターが設置されるに伴い、文言の整理を行ったものでございます。改正内容ですが、佐世保市中部地区公民館文化祭という表現がありましたので、それを佐世保市中部地区自治協議会が主催する文化祭というふうに文言を改めて、優先利用で、先に予約できるように、文言の修正を行ったものでございます。

説明は以上になります。

【西本教育長】

文言修正だけということでございます。特にございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

次に⑦の佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰運用内規の一部改正についてということで説明お願いいたします。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料で言えば67ページからがこの説明のスタートになります。右上に報告7とありませんが、67ページがスタートになります。佐世保市教育委員会文化及びスポーツ優先利用に係る内規の一部改正でございます。

これも先ほどから続きますが、佐世保市体育協会が佐世保市スポーツ協会に名称を変更されたことから内規中の名称を変更するもの、あと、併せまして、日本体育協会であったりとか、長崎県体育協会であったりとかいうところが、既に名称変更になっておりますので、未対応の部分も今回の改正に併せて変更を行わせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

これも同じく名称変更の改正ということでございます。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次に⑧、東京オリンピックに係るアメリカ空手の事前キャンプについてということでお願いいたします。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

スポーツ振興課でございます。資料の75ページになります。

オリンピックの事前キャンプの件につきましては、スペインのハンドボールとアメリカの空手につきまして誘致を進めておりますということで御報告を定期的にさしあげていたんですけど、このたび、アメリカ空手の事前キャンプにつきましては、茨城県の古河市で行うということで報告がありましたので、佐世保市でのキャンプが実現しなくなりました。その部分についての御報告でございます。

アメリカの空手チームにおかれましては、佐世保市と茨城県の古河市と愛知県の碧南市、3か所が手を挙げておりましたので、それぞれ、各市を訪問し、施設の確認等を行っておられました。キャンプ地選定の理由でございますが、コロナ状況が全国的に、世界的に発生する中で、感染リスクや選手の負担軽減の観点から、日本国内での移動、これが原則、専用車両を使いなさいということで、日本のほうから各国のオリンピック委

員会に通達が行きまして、そうなった場合、専用車両を使うという場合にどうしても東京、成田もしくは羽田に着いてからの距離が一番近い茨城の古河市を選びましたということで、これが大きな一番の理由でございます。

例えば佐世保に来る場合は、公共交通機関をどうしても使う必要があるんですけど、その場合、一般のお客様との間に空席を確保するとか、そういった措置を取る必要もございます。ですから、アメリカの選手団が、成田もしくは羽田に着いて佐世保に来る場合は、アメリカ選手団の周りに空席を確保して、その分は国からお金が下りるんですけど、そういった措置も取って佐世保に来るということもございますので、アメリカとしては一番近いバスで移動ができる茨城県古河市を選ばせていただきましたということでお話がありました。

アメリカ空手については、佐世保市では開催がなくなったということでございます。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

残念ですけど、そういうことでございますので、アメリカは。あと残っておるのがスペインの男子ハンドボールですが、まだそれについては情報がはっきりしておりません。決まりましたらお知らせをいたします。

以上の報告、よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に⑨です。スポーツ推進委員の委嘱式についてということで御報告をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

76ページ、報告9になります。

本市のスポーツ推進委員さん、2年ごとに任期がございまして、令和2年で一回切れましたので、3年度、4年度のスポーツ推進委員さんの委嘱を行いました。

今回新たに、男性33名、女性9名、計42名。内訳としましては、新規が5名で、継続37名になりますが、各団体から推薦をいただきまして、今回推薦させていただいております。

4月4日の日に委嘱式を行っております。

スポーツ推進委員さんですけど、規則の定数では70名以内となっております。現在、半分、6割ぐらいの人数にはなっておるところでございます。現在の委員さんは、いろいろ知り合いがいたらということで、追加はどんどん随時可能になっておりますの

で、声かけをしながら、なるべくたくさんの方に委員として地域のスポーツ推進に活躍していただくように、これからも活動は続けていきたいということで、事務局、委員さんお互いに協力していこうと話をしております。

これが２年間、各種、地域での行事であったりとか、市が主催するスポーツイベントへの運営協力であったりとか、そういった部分で御協力いただきながら、地域スポーツ振興に努めていただくことになります。

名簿が７７ページに、令和３、４年度のスポーツ推進委員さんの名簿をつけております。７８ページには全国の都道府県のスポーツ推進委員の数を記載させていただいております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして御質疑等ございませんでしょうか。

これは前年というか２年ごとなんですけれど、減っているんですか、増えているんですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

ここ何年かは横ばいでございます。前回は４２名で、プラスマイナス数は変わっておりません。入れ替わりはありましたが。

【西本教育長】

横ばいということです。

何か御質疑ございませんでしょうか。よろしゅうございますですね。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは１０番目の総合グラウンド陸上競技場の利用制限の解除についてということで、報告をお願いいたします。

【嶋田スポーツ振興課長】

スポーツ振興課長です。

７９ページになります。総合グラウンド陸上競技場の利用制限の解除ということで御説明をさしあげます。

陸上競技場におきましては、公認陸上競技場として維持するための改修工事を令和２年度に行っておりました。フィールド、走行部分を全て１回研磨で剥いで、また上から塗り直すという作業を行っております。そのために去年の秋から４月１６日までの予定で利用制限を呼びかけましたが、４月の２週目の１０、１１日の日に公認検定の検定が済みまして、１２日の月曜日から一般の方に使っていただくようにまた利用を開始して

おります。半年間使えませんでした、今使える状態になっております。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

公認を受けられたんですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

10、11日に東京のほうから技術検定の公認の委員長様がお見えになりました。あと長崎県の大村市のほうからも公認の検査員と、長崎市のほうから公認の技術検査員の方が3名見えて、2日間にわたって陸上競技場全部塗り替えておりますので、正確に1周400メートルしっかりあるのかとか、走路をミリ単位で検査が行われます。その場で1ミリずれているとかいうのが全て指摘があって、それはその日のうちに、日曜日のうちに施工業者のほうで全て修繕を終えております。

あと、陸上競技場の検定備品、例えば投てきであれば、やりとかハンマーとかを全て、2種公認競技場であれば幾つ用意しておかなければいけないという基準もございまして、競技用具にしても全て検定をされまして、どうしても幾つかは傷がついているので、これはもう駄目ですねとはじかれる分が結構ございまして、今回、円盤であれば幾つか足りませんよとか指摘がありました。それはもともと今年度の予算で買い替える予定もございましたので、今早急に、備品等の部分になりますので契約課のほうの発注を行っているところでございます。

これを持ち帰られまして、14日の水曜日に東京のほうで佐世保市の検定を受けた審査委員会を開かれておりますが、今、公認として条件付と申しますか、そういった備品類を7月までにしっかりそろえくださいという条件付で認めさせていただきますということで、昨日、文書が届いたところです。その備品を取りあえず大急ぎで買って、競技者の競技に不足が起こらないようにそろえて、競技者へ万全を期すように今準備をしております。説明が漏れて申し訳ございませんでした。以上でございます。

【西本教育長】

その後に認定証が来ると。

【嶋田スポーツ振興課長】

一応認定は大丈夫なんですけど、その時点でもう一回見に来られる感じです。大村のほうから来られるのかなと、そこは今確認は取っているんですけど、もう一回ちゃんと備品がそろったかの確認はさせてくださいというようなことで書類上にはございました。

【西本教育長】

御質疑等ございますか。

認定のための工事なので、認定受けないと終わったことにならない。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。中央公園のリニューアル工事に伴う図書館駐車場の利用制限です。当日配付資料ということです。

図書館からお願いいたします。補佐。

【谷口図書館長補佐】

資料は当日配付資料の２ページをお開きください。

令和４年４月にリニューアルオープンを予定しております中央公園につきましては、今年度から整備工事が開始されております。

リニューアル後は図書館駐車場と公園全体の駐車場を一体的に利用、管理することとなり、有料化の上、同一の料金体系とすることとなっております。

資料に記載しております図書館玄関前の図書館第１駐車場、また名切グラウンド横の第２駐車場につきましても有料化に向けた工事を実施いたしますので、それぞれ利用停止する期間が出てまいります。

まず、５月１０日から図書館玄関横の第１駐車場の工期になっております。工期は６月中旬までを予定いたしております。工事終了後は、名切グラウンド横の第２駐車場の工事に着手いたします。

またそれぞれの駐車場の利用停止期間中の不足分を解消するため、第１駐車場の着工に合わせて、公園緑地課が所管する千住病院前の中央公園第１駐車場を図書館の暫定駐車場として開放いたします。駐車台数は、第１駐車場、第２駐車場と同じ２８台を確保し、駐車場警備員についても１名配置をいたします。

利用者の皆様に混乱を来さないよう、広報、周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま図書館の駐車場ですが、工事に伴って、今ある台数は確保したいと。ただ上のほうになりますので、駐車される方には第２駐車場を利用していただくようにお勧めをするということになっております。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

引き続いて、図書館まつりについてお願いいたします。

【谷口図書館長補佐】

図書館長補佐です。続きまして、当日配付資料3ページを御覧ください。

報告事項12、第5回図書館まつりの開催についてでございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、4月27日から5月11日まで図書館を休館する措置を設けましたので、図書館まつりを中止した経緯がございますが、今年度は展示など感染リスクの少ないイベントを中心に開催を予定いたしております。開催期間は記載のとおり、5月3日から5日までの三日間を予定いたしております。

なお、今後佐世保市のコロナウイルスに関するフェーズが3から4に上がった場合につきましては、図書館の3階と4階の出入りができなくなりますので、上映会とスタンプラリーを中止することといたしております。

以上で報告を終わります。

【西本教育長】

図書館まつりについての御案内でございました。

内容について特にございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

次に13番です。令和4年度使用の中学校教科用図書の社会歴史分野採択についてということで、当日配付資料で御説明をしていただきたいと思います。

学校教育課長。

【高島教育次長兼学校教育課長】

報告事項13につきまして、資料は当日配付①の5ページ、報告13になります。御覧ください。

項目1の教科書の意義や2の使用義務については記載のとおりでございます。

項目3を御覧ください。採択に係る概要や採択の権限につきまして、概要を申し上げます。

学校で使用する教科書は、使用期間は政令で定める期間、つまり4年でありまして、この期間は毎年度同一の教科用図書を採択いたします。現在の中学校の教科書は昨年度

新たに御採択いただきましたので、今年度から４年間同一のものを使用するということになっております。採択の権限は、項目４にありますとおり当教育委員会の職務権限となっております。

このような中、項目５を御覧ください。ここにありますとおり、令和４年度、来年度使用する教科書の採択について、このたび御説明申し上げ、次回の教育委員会にて採択をされるか否かの御意向をお伺いいたしたく存じます。

詳細を申し上げます。

現在、令和３年度から使用している教科、中学校及び義務教育学校後期課程の教科書につきましては、昨年、令和２年７月２８日の臨時教育委員会において、委員の皆様に採択の議決をいただきました。

中学校社会科の歴史的分野につきましても、７社の検定教科書を御検討いただき、調査、審議を経て１社御採択いただきました。今使っているのがこちらの教科書でございます。

今回、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の第６条に、同一教科書の採択の特例として、採択した年度に検定審査不合格で審査対象にならなかった図書について、翌年度、検査審査が合格となった図書を改めて採択の特例対象となります。

そこで、項目５の３行目にありますとおり、昨年度の採決には検定不合格で採択の対象とはなかった自由社という発行社の社会歴史的分野につきまして、昨年度、令和２年度の文科大臣の検定を経て、新たに発行されることが周知されました。そこで、現行の中学校社会科歴史分野の検定教科書が７社から８社ということになり、採択の特例により、残り使用期間３年間に使用する歴史分野の教科書の採択替えをするか否か、採択権者で御判断をいただくということになり、今回説明している次第でございます。

なお、この自由社の歴史教科書の見本や調査資料等は、現在はまだ事務局には届いておらず、詳細は不明でございます。

以上が報告でございます。

【西本教育長】

お分かりになりましたですかね。一旦選んだんですけれども、当時選んだ教科書の対象以外に、もう１社が検定を受けて増えてきたと。通常であれば、それを入れてもう一度選び直すことができますよというふうな特例がありますということの流れになっておりますけれども、それでもう一度やりますかという話になりますが、委員の皆さんから何か御質問ございますか。

【萩原委員】

今使っている教科書について、今使っているのから替えてしまうってことでしょう、来年１年間で。

【西本教育長】

もし決まればですね。新しく採択、検定受けた教科書と今、去年した分ともう一度やり直して、そこから選び直してということの作業をやることになります。

【萩原委員】

現場ではかなり混乱があるのではないのでしょうか。現場では１年間で替えるということになれば。

【西本教育長】

そうですね、現場の負担は確かにあるかと思います。

【萩原委員】

そうですね。

【西本教育長】

ほかに。

なかなか考え方として難しいので、事務局としてどういうふうに考えているのか、現場の負担のこともありますので、我々で分からない部分があろうかと思いますが。

【陣内学校教育部長】

学校教育部長です。

最終的な御判断は採択権者であります教育委員会になりますので、私のほうから事実関係に絞って少し御報告をさせていただければと思います。

まず、今回新たに採択をし直すとなれば、メリットとしては、選択肢の幅が広がる。7社の中から佐世保の子供たちに一番適しているものを選ばなければならなかったのが、今回8社から選べるようになりますよということ、この選択肢が増えるというのが一つのメリットになろうかと思っております。

それから一方、何点か心配される点もございますが、やはり負担という点でございます。

まず財政的な負担で申し上げますと、先ほど学校教育課長から話がありましたように基本的には1回採択替えをして4年間同一の教科書を使用する。これに伴いまして、子供たちの教科書は無償供与になりますが、教師用の教科書とか教師用の指導資料については無償供与ではなく、財政持ち出しが必要になります。これが中学校社会歴史分野に限定しまして、おおよそ60万円かかっております。この60万円で整備したものを4年間使うというルーティンだったものが、60万円で整備したものが1年しか使えない、もし採択が変わったらですね。1年しか使えず、残りの3年の60万円の財政支出が必要になってくるというのが一つございます。

それからもう一つ財政負担が増えるものとしては、教科書採択審議委員会をまた1年

間運営することになりますので、その委員報酬とか調査に係る経費等、これが10万円程度はかかるのかなということになります。

それから、人的な労務の負担としましては、一教科一領域とはいえ、同じような作業をしなければなりませんので、その採択に関わる調査・研究の負担、それから調査・研究が終わって採択が変わったとしましたら、今度はカリキュラムをもう一回作り直さなければならぬ。それから教科書が変わりますと、指導する先生たちの教材等も変わってきますので、教材ですとかテストとか、こういったものも1年しか使用せずに変えなければならぬという負担がございます。

それからもう一点懸念されるのが、結局、前回7社の中からここがいいということで随分と熟議をしていただいて選んでいただいて、その成果が測定できない。というのが、実際まだ使い始めて今2週間という状態なんですね。実際この教科書を使ってみてどういうものだったのかと分からないまま、また再度になりますので、なかなか選定が難しくなるのかなという部分、そのようなところがちょっと心配されるようなところでございます。

以上です。

【西本教育長】

そういうもろもろのメリット、デメリットとは言いませんけれども、出てきているということの中で今回、途中に新しく1冊増えたと、1社増えたということです。今日は報告にとどめておきますけれども、次回、一定の方針を出さないといけないというふうに思っています。もう一遍やり直すか、それとも今のままでいくとか。今日の今日ですので、次回の5月の前期でいいんですかね。

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

前期でお願いします。

【西本教育長】

前期のときに、皆さんの意見をまとめて、佐世保市の教育委員会としてどうするというのを決めたいと思いますので、もしその間に御質疑等あったら、メール等でお寄せいただいて、今先ほど、学校教育部長が話したようなことをこちらからも考え方として、事務方の考え方、スケジュール等も含めて、皆さんにお送りした中で、最終的に御意見をまとめて結論を出したいというふうにと思いますが、いかかでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

今、そういう流れで結構かと思うんですけども、実際、現実的に社会科ですから、ほかの公民的なものやいろんな領域とのバランスを考えて昨年度選択をしていますので、そこは歴史的分野だけに限らないことになりますよね。教科として選択をすることにな

りますので。選択するしないは別にしても、現実的にはこのタイミングで自由社に社会科を切り替えるということは物すごいデメリットというか、いろんな面で負担があるので、宿題と言われても多分難しいと思うんですよね。現場からしても、こんなイレギュラーなことは多分あり得ないだろうと。リスクというか、物すごく大きいのかなという気がしております。個人的な意見ですけど。そういったことかなと思います。

【西本教育長】

そういう意見もあるというところですが。
内海委員。

【内海委員】

先ほどメリットとデメリットという話聞いていると、メリットがこのくらいでデメリットがこうあるような感じがしたんですよね。だから、次回の協議でしようけども、その教科書が抜群に、群を抜いていいというのをさほどそんな感じないのと思うんですよね。デメリットが大きいような気がします。

【西本教育長】

替えるとなるとそれなりの、我々としても替えるための理由をしっかりとっておかないと、なぜ替えるのかを。

【中島教育長職務代理者】

全体的な視野だけじゃないですけども、考えたときに、なぜそこで切り替えたか、1年で切り替えたかという説明は、これは当然、教師用の指導書なんかも市の負担でまたそこに加わってくるわけだから、当然説明しないとイケないですね。そういったときに説明に堪えられるかなという気はしますけど。

【西本教育長】

それなりの説明責任の重さを感じますと言われたという意見をいただいて、次回に結論を出したいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは14番、学校訪問予定の一部修正ということでよろしく願いいたします。
学校教育課長。

【高島教育次長兼学校教育課長】

事前配付資料 80 ページを御覧ください。A3 判の長い三つ折りの紙でございます。

前回、令和 3 年度の学校訪問予定をお配りさせていただきましたけども、一部修正がございます。予定を変更させていただいております。改めて御案内申し上げます。

まず委員の皆様におかれましては、学校訪問は S A 訪問と A 訪問のほうに来ていただくことに御案内を申し上げます。具体的な日にちを申し上げます。変更について言いますと、5 月はありません。6 月 8 日火曜日、小佐々小学校が S A 訪問。次が 7 月です。7 月 6 日火曜日、こちらが S A 訪問で東明中学校です。次に 7 月 8 日木曜日、三川内小。島部になりますが、7 月 14 日水曜日、宇久中学。帰りの便がございませんので 1 泊という形になりますので、そこは委員の皆様のスケジュールが合えば御参加いただければと。翌朝、フェリーもしくは高速船の戻りという形になります。

【西本教育長】

今の変わったのはどこが変わったんですか。

【高島教育次長兼学校教育課長】

5 月に予定を入れておりました部分を 6 月と 7 月のほうに入れました。

あと、中里の小・中学校につきましても今整中でございますので、決まりましたらまた御案内申し上げます。

以上です。

【西本教育長】

ということでございますので、日程のほうをもう一度調整をしていただければと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。学校給食における学校生活管理指導表文書料の補助金交付要綱の一部改正についてということでございます。

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

事前配付資料 81 ページ、報告 15 をお開きください。学校給食における学校生活管理指導表文書料補助金交付要綱の一部改正の件でございます。

文書料補助金につきましては、平成 28 年度から学校給食でのアレルギー対応を行う

ために、生活管理指導表の提出を必須化したことに伴いまして、保護者負担の軽減、生活管理記録表の提出を奨励することを目的に、佐世保市独自の制度として文書料の補助制度を創設しておりました。

当初は28年4月1日から31年3月31日までの3年間の補助としておりましたが、その後、2年間の延長をしておりまして、その間に補助の対象についての検討を行ってまいりました。

その結果といたしまして、少なくとも経済的な支援が必要な者に対しては、安全性の確保を含め補助の継続が必要と判断し、対象者を就学援助の認定を受けている保護者に変更して、医療費負担の軽減を図るものということで、対象者の変更を行っております。

それともう1点が、子ども未来部におきまして、市立幼稚園を含めて、保育園、幼稚園について文書料の補助制度が創設されることになりましたので、今回教育委員会のほうで所管しております補助金交付要綱の中から市立幼稚園の分を対象から外すというふうな改正を行うものでございます。

82ページ以降に改正後の要綱をつけております。

ここで一つ、第4条のところでございますけれども、これまで、小学6年生の分の交付につきましては、小学5年生の1月に受診をして、6年生のときに申請して交付を受ける。中学校1年生の分につきましては、小学校6年生の1月に受診を受けて、学校が中学校に変わるということもありまして、6年生につきましては3月に中学校の分まで交付しておりました。ですので、6年生については2回、4,000円交付しておりましたけれども、今回就学援助を対象とすることにいたしましたので、5月まで就学援助認定作業がかかることから、6年生につきましても受診を前年の1月に受けていただいて、中1になってから6月に申請していただいて交付ということで、毎年毎年交付していくというような形になりましたので、この4,000円という部分を削除させていただいております。

以上でございます。

【西本教育長】

今の説明お分かりになりましたか。よろしゅうございますでしょうか。

今まで全児童・生徒が対象でしたが、御案内のとおり就学援助の対象者が補助の対象となるということで枠を定めましたので、そういったところも含めて改正を行うということです。

私からは、こういった文書は略語でHとかRとか使うと非常に間違えが多くなるので、これも令和31年となっているので、平成28年4月1日からというふうに言葉を正式に書いてもらったほうが間違いが出ないかなと思います。

【有富学校保健課長】

分かりました。

【西本教育長】

そういったところを注意して、事務方のほうにお伝えください。
ほかにございますか。なければよろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

では次です。学校情報セキュリティポリシーについてということで、当日配付資料で説明をお願いいたします。

総合教育センター長。

【久野総合教育センター長】

では、当日配付資料、報告 16 をお願いいたします。学校情報セキュリティポリシーについてでございます。

当日資料の 7 ページを御覧をいただきたいと思います。0、セキュリティポリシーの概要でございます。

情報セキュリティ対策の基本は、何を何からどのように守るかでございます。このように守るかについて、①組織体制の整備、②情報資産を分類し、分類に従って管理を行う、③物理的セキュリティ対策を講じる、④人的セキュリティ対策を講じる、⑤技術的セキュリティ対策を講じる、⑥評価・見直しを行うという内容を対策基準に盛り込んでおります。

次に 8 ページをお開き願います。

1、セキュリティポリシーの構成でございます。

ここのピラミッド型のポリシーの構成を御覧ください。情報セキュリティポリシーは、基本方針と対策基準の二つから構成をされております。

基本方針は、情報セキュリティに関する組織の基本方針、宣言がありますので、学校の基本方針を、行政の基本方針に当たる佐世保市情報セキュリティポリシーに統合するべきと考えておりますが、手続の関係上、ひとまず行政のセキュリティポリシーと同じく、総務省が策定をした地方公共団体の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠いたしまして、学校情報セキュリティポリシーを作成しております。

対策基準はセキュリティに対する具体的な施策となり、学校の特徴を踏まえる必要がございますため、文部科学省が策定をした教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠をして作成いたしております。

次に、9 ページをお願いいたします。2 の組織体制、全体でございます。

記載してございます文書にありますように、ポリシーの組織体制は、文部科学省の考え方としましては、教育情報セキュリティポリシーの実行管理の最終責任を有する最高

情報セキュリティ責任者については、情報セキュリティインシデントが発生した際の危機管理等の観点から、行政のポリシーと同一の者、佐世保市では市長が担うことが望ましいとなっておりますことから、市長を最高学校セキュリティ責任者といたしております。

ただし、文部科学省の考えで、学校は教員を中心に構成をされ、教員は児童・生徒の教育をつかさどることがその職務の中心であることから、学校における情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等の権限や情報セキュリティの遵守に関する教育・訓練等については基本的に教育委員会において責任を持つこととなっておりますことから、学校情報セキュリティ委員会などの実務的な運用につきましては教育委員会で行うことといたしております。

ただし、市長を最高学校セキュリティ責任者にするために、学校のセキュリティポリシーを行政のセキュリティポリシーに統合する必要がありますので、デジタルトランスフォーメーション推進室が今年度予定しております行政のセキュリティポリシーの改正に併せまして行いたいと考えておりますことから、それまでは現状のまま教育長を最高責任者に据え置くことを考えております。

次に 11 ページをお願いいたします。2 の組織体制、学校でございます。

記載しておりますとおり、情報資産の分類、管理、パソコンやUSBメモリー、クラウド等での情報資産の外部持ち出しの許可、事故等の報告、学校内のセキュリティ研修や自己点検の実施、臨時教職員への研修、業務継続計画の作成などを行うこととなっております。

次に 14 ページをお願いいたします。4 の教職員の遵守事項でございます。

この内容は、恐らく今も各学校で守られているとは思いますが、各教職員の主体性に任せていたものを改めて明文化することで、各教職員のセキュリティレベルを一定に保つことができ、セキュリティインシデント発生を防止することができると考えております。

次に 15 ページをお願いいたします。5 のスケジュールでございます。

先ほど申しましたように、行政のセキュリティポリシーを改正するので、現状のまま教育長を最高責任者とした学校のセキュリティポリシーを策定し、行政のセキュリティポリシーの改正時に、学校のセキュリティポリシーも行政と併せて市長を最高責任者とする改正を行いたいと考えております。

最後になりますが、情報を扱っている以上、教職員全員がセキュリティ事故の加害者となってしまう可能性がございます。同ポリシーを準拠することは、児童・生徒やその保護者の方々を守るだけではなく、職務に就く先生方を守ることに繋がるということを御理解していただいた上で、情報の取扱いには十分に注意を払い、当事者意識を持って職務に取り入れていただくため、ポリシーの改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

【西本教育長】

委員の皆様は、お分かりでございますでしょうか。
学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

すいません、補足をさせていただきます。説明がちょっと分かりにくかったと思います。

まず14ページを開いていただいてよろしいでしょうか。先ほど、総合教育センター長のほうが、今までこういったのがなかったのをこれをつくりますといった表現をしたんですが、ちょっと修正させていただきます。

今までも、こういったものはしておりました。例えば一番上の、業務以外で資産を外部に持ち出したら駄目ですよとか、アクセスしたら駄目ですよとか、パスワードを記憶させたら駄目ですよ、こういったものはしておったんですが、前回につくっておりましたセキュリティポリシーというのがございましたが、それから随分と時間がたち、19年、もう10年以上たっております。この中で、やはり環境等も大変大きく変わってまいりまして、文科省のほうも、特に佐賀県で高校生がアクセスして物すごい引き出したような事件などもありまして、現在の環境の中で、もう一つブラッシュアップした高いレベルのセキュリティポリシーの原案を示してまいりました。

今回は、前回の佐世保市のセキュリティポリシーを改善するという立場よりも、今回示した文科省の出してきているものを基本的には遵守するという大変高いレベルのセキュリティポリシーを今回作り直したいというものでございます。

その中で、特に今回、大きく考え方を変えるというか改善を施そうしているのが2点ございまして、一つは、今までこういった決まりですよ、守ってくださいで終わっていたのを、今回はその実効性を高めるために、中身に関する研修を実施していく。2年間で全ての教職員に対してセキュリティポリシーの守り方はこうですという研修を実施するということ。

それから、その守られ方が、今それぞれの学校でどのような状況にあるかという点について監査を実施していく。今までは任せっ放しでございましたが、今回から監査を実施する。ただし、監査は、指摘して処分するとかいったものではなくて、アドバイスをしていく、少しでも高めていくという実効性のある監査システムをつくっていかうということで考えております。

それからもう1点は、うまく説明できないんですが、情報の階層のつくり方です。教育ネットワーク、それから一般的なネットワークをバーチャル上で分離をしまして、こちらからはこちらに絶対入れない、例えば教育ネットワークの中に一般市民は絶対は入れない、インターネット環境があっても絶対入れない。全部これにってしまうと、今度は教育資産をよそから取り込んだりしていくこともできませんので、一般的な教育コンテンツの取り込める開放系のネットワークと、完全な閉鎖系のネットワーク、この2階層をつくって、使いやすく、かつ強靱なネットワークをつくりたいということを考えております。

これにつきまして、今設計を始めているところで、恐らく6億円ぐらいかかるんです

が、またそれが近づきましたら具体的な姿を御報告させていただければと思っております。それが今の大きな流れということでございます。

【西本教育長】

ちょっと補足ですけど、市役所は、既に説明にありましたように既に佐世保市の情報セキュリティポリシーが出来上がっておりまして、教育委員会もその中の一つです。佐世保もA、B、C環境とって、三つの環境です。Aは税務情報とか個人番号など極めて厳格な取り扱いです。それは私は持たされていないです。B環境、C環境があって、Bは庁内の連絡というような部分、これは外部との接触はできないようになってます。Cは比較的自由に外部とのメールのやり取りもできる。それを双方につなぎ合わせてない環境をつくっているのを上げてます。

教育委員会もそれで入っているんですが、学校を除くと書いてありますね、そのポリシーの中に。小・中学校部分についてはまだ十分に、文科省のガイドラインもきちっとできて、それからしようということになってます。佐世保市のポリシーの頂点にいくのは市長です。さっきの組織体系のところには市長はありませんが、最終的には学校も市長になろうとしてるんですが、まず教育委員会もつくってしまって、それから、出来上がった後に、教育委員会のほうは私が最高責任者となっとなっていただいて、こちらのポリシーの改正がまた決まったら、そのときにドッキングさせようという説明でございます。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、あすなろ教室の開級式の開催についてということで説明をお願いいたします。

青少年教育センター長。

【近藤青少年教育センター長】

報告事項の最後になりますが、事前配付資料の96ページ、報告事項17、令和3年度あすなろ教室開級式について説明をいたします。

実施要項にありますように、通級児童生徒一人一人があすなろ教室での学習や様々な体験活動を通して、集団に慣れ、学校復帰や社会的自立に向け、気持ちを新たにする機会にするために、5月26日火曜日、13時30分より、本年度のあすなろ教室の開級式を実施したいと考えております。

公私ともに御多忙だと思いますが、教育委員の皆様におかれましては御出席をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況によっては中止することもありますので、御承知くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【西本教育長】

あすなろ教室の開級式の実施要項について説明がありました。御質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ではあすなろについては終わりたいと思います。

以上で報告事項は終わりました。

以上をもって4月の定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

その後、次回開催予定日を確認し、終了。

----- 了 -----